

大津市議会政務活動費交付条例

平成 13 年 3 月 21 日
条 例 第 1 号

最近改正 令和 2 年 7 月 2 日条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、大津市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、大津市議会における会派（大津市議会基本条例（平成 27 年条例第 47 号）第 11 条第 1 項に規定する会派で、所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派に対する政務活動費の月額、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に 70,000 円を乗じて得た額を限度とする。

2 政務活動費は、毎年度上半期及び下半期（以下「交付期」という。）の 2 回に分けて交付するものとし、上半期分を 5 月（4 月に議員の任期が満了する年度にあつては 4 月）に、下半期分を 9 月に、それぞれ当該期に属する月数分（交付期の途中（10 月 1 日を含む。以下同じ。）において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分）を交付する。

3 交付期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月に、当該期に係る政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の末日までに交付する。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた会派が、交付期の途中において所属議員数の異動その他の事由（以下「異動等」という。）により既に交付した政務活動費の額に変更が生じた場合は、異動等が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日にあたる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動等による変更後の政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動等による変更後の政務活動費の額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、交付期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日にあたる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(使途)

第 5 条 会派は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとする。

2 会派は、政務活動費を前項の使途基準を満たす政務活動（議会活動、政党活動、選挙活動及び後援会活動等を除く会派活動をいう。以下同じ。）に係る経費（第 10 条において「政務活動に係る経費」という。）以外のものに充ててはならない。一時的な流用も同様とする。

3 会派は、政務活動費を旅費に充てるときは、所属議員 1 人につき、大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）別表第 1 市議会議員の項に定める額を超えて支出してはなら

ない。

(支出手続)

第6条 会派は、議長の定める手続に従って適正に政務活動費を支出しなければならない。

(是正命令等)

第7条 議長は、必要に応じ、会派に対し、政務活動費の支出の状況について説明又は書類等の提出を求めることができる。

2 議長は、政務活動費の交付を受けた会派が、前2条の規定に違反していると認めたときは、当該会派に対し、期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(経理責任者)

第8条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、議長が定める様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の時から30日以内に第1項の収支報告書等を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に係る経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第11条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書等(次項において「収支報告書等」という。)を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、別に定めるところにより、収支報告書等を公開するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、会派に対する政務活動費の交付に関し必要な事項は市長が、会派における政務活動費の使用に関し必要な事項は議長が、それぞれ定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月16日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年7月14日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月19日条例第38号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年9月21日条例第39号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市議会政務調査費交付条例の規定は、平成23年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成22年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月28日条例第3号)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 改正後の大津市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行日以後に交付される政務活動費

について適用し、この条例の施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 47 号）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 20 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 2 日条例第 45 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

政務活動費使途基準

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関して会派が行う調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、資料印刷費、文書通信費、旅費等）
研修費	会派主催の研修会実施に要する経費及び他団体等が主催する研修会参加に要する経費 （講師謝金、文書通信費、会場費、旅費、参加者負担金等）
資料作成費	政務活動のために必要な資料の作成に要する経費。ただし、備品購入に係る経費については、あらかじめ議長の承認を受けたものに限る。 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等）
資料購入費	政務活動のために必要な図書、資料等（政党の発行するものを除く。）の購入に要する経費 （書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料）
広報広聴費	政務活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費又は会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議、市民相談等に要する経費 （会派広報紙発行費、ホームページ作成・維持管理料、資料・報告書印刷費、会場費、文書通信費、旅費、茶菓子代等）
会議費	会派が行う各種会議、他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 （会場費、資料印刷費、文書通信費、旅費、参加費等）
人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、賃金等）

備考 会派の所属議員の 3 親等以内の親族又は同居人に支出する経費を除く。